

令和4年9月22日

福知山市議会議長 高橋 正樹 様

産業建設委員会委員長 足立 伸一

委員会審査報告書

本委員会に付託された議案について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第80条の規定により報告します。

記

1 委員会付託議案

- ・議第25号 福知山市大呂自然休養村センター条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第30号 和解について
- ・議第31号 損害賠償の額について

2 審査の概要

9月13日に委員会を開催し、産業政策部及び建設交通部から議案について詳細な説明を受け、議案審査を行いましたので、概要について報告します。

初めに、議第25号について、「利用料金を改めた条例改正になっているが、見直した料金は基本的にどのようにして設定したのか」を問う質疑があり、「貸室料金については、市内の他の施設、三段池総合体育館、市民交流プラザ等の料金の平均を取って設定している。宿泊料金については、京都府内を始めとした広い範囲から民間の施設も含め情報を集め検討し料金設定を行った」との答弁がありました。

また、「あらかじめ市長の承認というのは、指定管理者の裁量権で例えば、洋室（3人部屋）1人利用9,220円が、市内のビジネスホテル並みの5,000円、6,000円とすることが可能か」を問う質疑があり、「条例の料金は、あくまで上限額であり市内のビジネスホテル並みの設定にすることは可能である」との答弁がありました。

また、「条例を改正するにあたってのシーズンリティという部分を検討

されたのか」を問う質疑があり、「シーズナリティについては、公共施設のみならず、民間施設も調査した結果、条例で示している公共施設料金は、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の前日は、1割増しとし、また、市長が特に必要と認めた日は2割増しと設定している」との答弁がありました。

次に、議第30号について、「市は地籍調査の結果、平成29年度から5年間遡り還付したが、裁判所は新たに平成24年度から平成16年度までの期間についても、和解金として支払うことを勧告したということであるが、この相違はなぜ生まれたか」を問う質疑があり、「市としては地籍調査を行った時点で、以前から市道内に民有地が存在していたということが分かり、5年間を遡り対処したが、裁判所の方では、平成16年度に近隣の土地で市道内民有地の寄附の案件があり、当該土地も市道内民地であることを推測できる可能性があったとの判断のため、考え方に相違が出た」との答弁がありました。

次に、議第31号について、「最近、損害賠償の案件が増えているが、ドライバーの注意不足が原因である場合の対応は」を問う質疑があり、「市が加入している保険会社とも相談しながら、これまでの判例を基に、相手方と過失割合等についての示談交渉を進めている」との答弁がありました。

その他、報第7号についても産業政策部及び建設交通部から詳細な説明を受け質疑を行いました。

討論はありませんでした。

3 審査結果

- ・議第25号 全員賛成で原案可決
- ・議第30号 全員賛成で原案可決
- ・議第31号 全員賛成で原案可決